

令和 7 年度

高解像度衛星データを用いた藻場分布推定手法の構築補助業務

特記仕様書

令和 7 年 9 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、高解像度衛星データから藻場分布を推定することを目的として、藻場分布推定手法構築の補助を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日より令和8年3月6日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始休暇は休日として設定している。

3. 貸与物件

- (1) 貸与物件は、表3-1のとおりとする。
- (2) 受注者は、貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表3-1 貸与物件

品 名	品質・規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
				返還場所	返還時期
藻場分布の観測データ	海草・海藻藻場の空間分布の観測データ。手法構築用と精度検証用とで、分割してデータを貸与	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
				調査職員との協議による	調査職員との協議による
環境データ	藻場の生育に関わるデータ（水深、底質、クロロフィル濃度、水温等。水深と底質の空間解像度は最大で5m程度、クロロフィル濃度と水温は250m）	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
				調査職員との協議による	調査職員との協議による

4. 業務仕様

4-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和7年4月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

4-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

4-3 対象海域及び対象期間等

対象海域及び対象期間は、表4-1、図4-1のとおりとする。ただし、対象期間において4-4の条件を満たした衛星データを十分量入手できない場合は、調査職員と協議のうえ対象期間を変更する。

表 4－1 手法構築のための対象海域と対象期間

対象海域	対象期間
北海道 コムケ湖（図 4－1 a）	2024 年 8 月
石川県 輪島港（図 4－1 b）	2023 年 6 月
山口県 平郡島沿岸部（図 4－1 c）	2023 年 2 月
沖縄県浦添市沿岸部（図 4－1 d）	2022 年 9 月

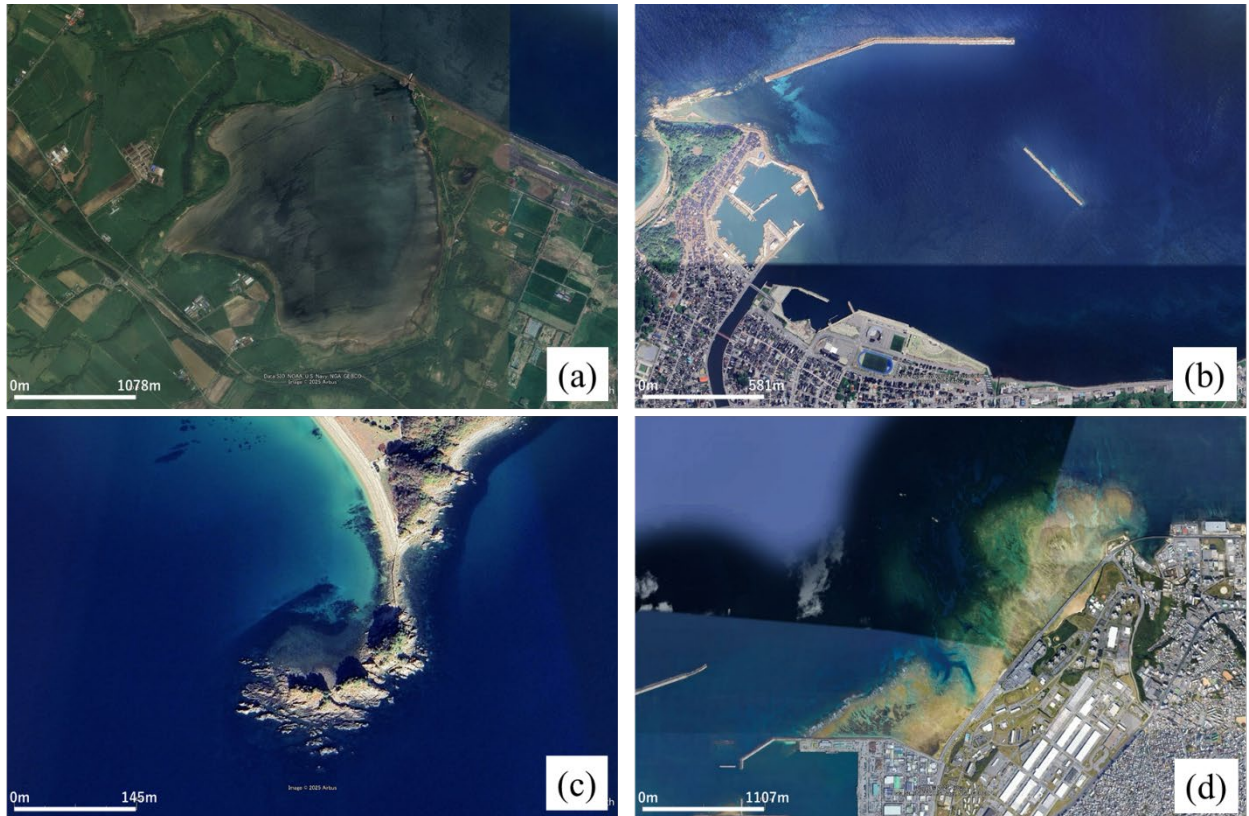


図 4－1 対象海域（a:コムケ湖、b:輪島港、c:平郡島、d:浦添）

4－4 高解像度衛星データの調査

- 1) ここでの高解像度衛星データとは、空間解像度 3m 程度あるいはそれ以上の高い空間解像度の可視光画像データである。
- 2) 受注者は 1)を踏まえて適切な衛星データを調査し、調査職員と協議のうえ、使用する衛星データを決定する。

4－5 藻場分布推定手法の構築

- 1) 4－3 及び 4－4 で決定した衛星データをはじめ、表 3－1 のデータを用いて、藻場分布の推定手法を構築する。この場合、空間解像度は 4－4 と同等程度とする。また、Amazon Web Service 上（使用言語は Python）において、毎年更新される衛星と環境データを用いても推定できる手法とすること。なお、使用言語（Python 以外も可）やパラメータ設定等は、調査職員と協議のうえ決定すること。
- 2) 構築した推定手法の精度検証のため、表 4－1 とは異なる海域あるいは期間に適

用する。この場合、5 海域を想定しているが、期間を含め調査職員と協議のうえ決定すること。

4－6 報告書作成

受注者は、上記 4－3～4－5 で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

4－7 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議 1 回、業務の完了時に最終報告 1 回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面を基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

5. 成果物

5－1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、業務計画書、報告書等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R や DVD-R 等)で 2 部提出するものとする。
- (3) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

5－2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

6. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。
また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 有償データを利用する場合、費用は受注者の負担とする。
- (3) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (4) 著作権の帰属等については、以下のとおりとする。
 - ① 本業務にて作成したプログラム等の所有権及び著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、当所に帰属するものとする。
 - ② 受注者は、当所及び当所が指定する者に対して、本プログラム及びその改変物等に関し、著作権者人格権を行使しないものとする。
 - ③ 既存のモジュール等を利用した場合には、用いたモジュールの名称、その権利

者、本業務において、そのモジュールを利用するために行った権利処理内容を明確にするものとする。

- (5) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (6) 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。
- (7) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

以 上